

地方における社会資本整備の促進を求める意見書

本年も、全国各地において局地的豪雨などの自然災害が発生し、尊い人命や貴重な財産が失われている。本市においても7月4日からの線状降水帯による豪雨により、平成25年災害に匹敵する災害が発生し、現在その復旧業務に全力で取り組んでいるところである。

市民が安全な環境のもとで暮らし、経済活動を継続していくためには、砂防等の防災事業の推進や道路網の整備など、社会資本整備による安全性の確保と効率性の向上は必要不可欠なものである。

しかしながら、国の公共事業予算は減少傾向に歯止めはかかったものの、依然として十分なものではなく、社会資本整備交付金に頼らざるを得ない地方にとっては深刻な問題となっている。

よって、国においては地方の切実な現状を十分に踏まえ、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安全安心な生活実現のため、人口定住と地域活力に資する社会資本整備予算を十分に確保すること。
- 2 整備が遅れている山陰道の「三隅益田道路」について必要な予算を確保するとともに、益田以西の事業化を進めること。
- 3 今年度末で期限となる道路財特法の補助率の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月20日